

1520年ビルバオ海上保険条例（案）

——先駆的大西洋条例——

近見正彦

- I 序
- II 1520年ビルバオ海上保険条例（案）の意義
- III 同条例（案）のテキスト・試訳
- IV 制定機関・不裁可理由・起草理由
- V 諸規定
- VI 結

I 序

本稿は、わが国をはじめ、多くの国々において、今なおその存在があまり知られていない1520年のビルバオ海上保険条例（案）を紹介し、同時に、その意義および内容について、若干の考察をしておこうとするものである。

1369年10月22日にジェノヴァのドージュ (doge) Gabriele Adorno によって定められた保険条例¹⁾を最古のものとし、以後、14世紀から15世紀中葉にかけて多くの海上保険条例がジェノヴァ、フィレンツェ、ヴェネツィア等のイタリア諸都市において定められたことは、周知のところであり、たとえば、1390年頃のジェノヴァ条例、1393年5月9日付フィレンツェ条例、1394年3月17日付同条例、1401年2月2日付ジェノヴァ条例、1405年12月のフィレンツェ条例、1407年12月31日付同条例、1408年1月23日付ジ

1) テキスト、試訳および内容については、拙稿「1369年10月22日 Gabriele Adorno の条例——最古の保険条例——」インシュアランス第3000号、昭和56年、p.27以下および同「イタリア初期の保険条例」『保険学雑誌』第496号、昭和57年、p.55以下を参照。

ェノヴァ条例, 1419年12月23日付フィレンツェ条例, 1420年頃のジェノヴァ条例, 1421年5月15日付ヴェネツィア条例, 1424年6月8日付同条例, 1434年8月27日付ジェノヴァ条例等²⁾を挙げることができる。そしてまた, 14世紀にイタリアで生まれた海上保険が, 地中海を東西に渡り, 漸次スペインのバルセロナ等に伝わっていくのに歩調を合わせて, 次第に海上保険条例がバルセロナを始めとするスペインの各都市において多く定められるようになったことも, 広く知られている。

従来, スペインで定められた海上保険条例としては, 1435年, 1436年, 1458年, 1461年および1484年のバルセロナ条例, 1538年のブルゴス条例, 1556年のセビリア条例, 1560年のビルバオ条例がよく知られているが, その他にも1432年³⁾および1452年⁴⁾のバルセロナ条例を始め, 幾つかのものがあり, 15世紀中葉から16世紀にかけては, イタリアにおけると同じように, スペインでも保険条例が百花繚乱のごとく定められるに至るのである。

ところで, かかるスペインの諸条例は, 詳細な検討は今後の研究を待つにしても, とりあえず大きく2つの条例群, すなわち1432年ないし1484年のバルセロナ諸条例の地中海条例群と1538年ブルゴス条例, 1556年セビリア条例, 1560年ビルバオ条例等の大西洋条例群に分けることができるだろう。

その理由は, まず第1に, 上掲のように, 一方は15世紀, 他方は16世紀と, 定められた年代に明確な線引きが可能だからであり, 第2には, 定められた地が, 一方は地中海沿岸都市であるのに対し, 他方は, 正確には大

- 2) 各条例の内容等については, 拙稿, 前掲イタリア初期の保険条例, p. 55以下を参照。
- 3) 本条例のテキスト, 試訳および内容については, 拙稿「1432年バルセロナ最古の海上保険条例」【一橋論叢】第100巻第5号, 昭和63年, p. 1以下を参照。
- 4) 本条例のテキストおよび試訳については, 拙稿「資料・1452年バルセロナの海上保険条例」【損害保険研究】第50巻第3号, 1988年, p. 113以下を参照。なお, バルセロナの一連の諸条例については, 拙稿「15世紀バルセロナにおける海上保険契約 (I), (II-完)」一橋大学研究年報『商学研究』29および30, 1989年および1990年, p. 19以下およびp. 79以下を参照されたい。

西洋沿岸都市ということではできないにしても、いずれも地中海よりはむしろ大西洋により密接な関係を有していた都市であって、そのことは何らかの形で条例の規制・整内容に深く影響を与えたと思われるからである。

セビリアは、いうまでもなくイベリア半島南西部、グアダルキビル川を80kmばかり下れば大西洋に通じ、ビルバオもまた、イベリア半島北部、ネルビオン川を11kmほど下ればビスカヤ湾、そして大西洋に通ずる都市である。さらに、ブルゴスは、マドリッドの北211kmの内陸都市ではあるが、中世スペインの主要な輸出品であった羊毛の一大集積地であり、この地に集められた羊毛は、主にビルバオからビスカヤ湾、そして大西洋を経て、フランドル等へ輸出されていたから、これもやはり大西洋により密接な関連を有していたのである。

かかる大西洋に密接な関係を有していた都市で定められた条例群、つまり大西洋条例群は、地中海条例群がその規制・整対象を主として地中海を航行する船舶およびそのような船舶に積載される貨物に関する保険としていたのに対し、おおむね大西洋を航行する船舶およびそれに積載される貨物の保険を規制・整対象としていた。規制・整対象たる保険の被保険船舶・貨物の航行・運送領域が、内海たる地中海であるかあるいは外海たる大西洋であるかは、条例の規制・整内容に大きく影響したであろうこと、そして場合によっては規制・整内容が後者において一段と進化したことは、容易に想像しうるところであり、今日の委付制度が、1435年バルセロナ条例第15条および第12条に本制度の前身たる推定ないし擬制制度 (System von Präsumtionen bzw. Fiktionen)⁵⁾が定められていたにせよ、条例史上初めて規定されたのが、1538年ブルゴス条例であったこと、その一事のみをとっても、上記想像の妥当性について、大方の納得を得ることができるのではないだろうか。

5) Goldschmidt, L., Universalgeschichte des Handelsrechts, Stuttgart 1891, Erste Lieferung, S. 377.

ややもすると、これまでバルセロナの諸条例があまりに高く評価されたためか、大西洋条例群の研究はないがしろにされがちであった。どちらかといえば、バルセロナの諸条例にスポット・ライトがあまりにあてられすぎたために、大西洋条例群はその影に隠されてしまったきらいがなきにしもあらずである。しかしながら、近代海上保険立法として誉が高く、かつまた18世紀ヨーロッパ海上保険立法にきわめて大きな影響を与えた1681年ルイ14世の海事勅令にほとんど同じ形で受け入れられたギドン・ドゥ・ラ・メールの編さんされたルアンが、直接にあるいはブリュージュを介して、スペイン、とりわけカスティリアと強く結びついており⁶⁾、さらに何よりもギドン・ドゥ・ラ・メールの編纂者とされている Antoine Massias がルアンに移住したスペイン人の1人であったことを考慮すれば、海上保険法の継受関係上、大西洋条例群の有する地位は、バルセロナ諸条例に勝るとも劣らない重要性を有するのであって、大西洋条例群の研究をおろそかにすることはできない。

大西洋条例群の中で最も古いとされている条例は、これまでのところ、1538年のブルゴス条例である⁸⁾。しかしながら、公に施行されたわけではないが、1520年のビルバオ海上保険条例（案）が存在するかぎり、大西洋条例群の研究を始めるに当たっては、まずこれについて検討する必要がある。さもないければ、1538年ブルゴス条例の意義を正當に評価しえないばかりでなく、大西洋条例群の研究、ひいては海上保険条例史の研究に重大な遺漏をもたらす結果になってしまう。

本稿は、上記のような理由で、とりあえず、1520年ビルバオ海上保険条

6) スペインとルアンの関係については、Sadourny, A., *Des débuts de la guerre de cent ans à la Harelle, Histoire de Rouen*, directé par Mollat, M., Toulouse, 1979, p. 99 et suiv. を参照。

7) Sadourny, op. cit., p. 157.

8) 1538年条例の冒頭部分によれば、同年以前にブルゴスで保険条例が定められていたらしいことを知りうるが、現在のところ、そのような条例の内容を明らかにしうる史料は発見されていないようである。

例(案)を紹介しつつ、その内容等について若干の考察をしておこうとするものであり、筆者の大西洋条例群研究の第一段階を成すものである。

II 1520年ビルバオ海上保険条例(案)の意義

1520年ビルバオ海上保険条例(案)は、わが国はもとより、多くの国々で今なおほとんど知られていない。Pardessus,¹⁾ Reatz,²⁾ Bensa,³⁾ Salvioli,⁴⁾ Goldschmidt⁵⁾等、海上保険法史研究の先達たちの著作に触れるところはなく、また最近のCapmany,⁶⁾ Boiteux,⁷⁾ Spagnesi,⁸⁾ Melis,⁹⁾ Garcia i Sanz および Ferrer i Mallol¹⁰⁾等にも、本条例(案)への言及はない。

そもそもこの条例(案)は、1913年 Teófilo Guiard y Larrauri¹¹⁾が、

-
- 1) Pardessus, J. M., *Collection de lois maritimes antérieures au X^{VI}^e siècle*, I-VI, Paris, 1828-1845.
 - 2) Reatz, C. F., *Geschichte des europäischen Seeverkehrsrechts, Erster Theil*, Leipzig 1870; 加藤著訳『レアツツ欧州海上保険法史』昭和19年。
 - 3) Bensa, E., *Il contratto di assicurazione nel medio evo*, Genova, 1884; 埜訳「E・ベンサ『中世における保険契約の研究』(一), (二)『産大法学』第16巻第4号および第17巻第1・2号, 昭和58年, p.101以下およびp.256以下; 同訳「E・ベンサ『中世における保険契約の研究——資料——』」『神戸法学雑誌』第33巻第3号, 1983年, p.457以下。
 - 4) Salvioli, G., *L'assicurazione e il cambio marittimo nella storia del diritto italiano*, Bologna, 1884.
 - 5) Goldschmidt, a. a. O.
 - 6) Capmany, A. de, *Libro del consulado del mar (edición del texto original catalán y traducción castellana de A. de Capmany)*, Barcelona, 1965.
 - 7) Boiteux, L. A., *La fortune de mer*, Paris, 1968.
 - 8) Spagnesi, E., *Aspetti dell' assicurazione medievale*, A. N. I. A., *L'assicurazione in Italia fino all' unità*, Milano, 1975.
 - 9) Melis, F., *Origini e sviluppi delle assicurazioni in Italia (secoli X^{IV} - X^{VI})*, I, Roma, 1975.
 - 10) Garcia i Sanz, A. i Ferrer i Mallol, M.-T., *Assegurances i canvis marítims medievals a Barcelona*, I i II, Barcelona, 1983.
 - 11) Guiard y Larrauri, T., *Historia del consulado y casa de contratación de Bilbao y del comercio de la villa*, Bilbao, 1913, p.579 et seqq.

その著 *Historia del Consulado y Casa de Contratación de Bilbao y del Comercio de la Villa* に、これを収録して、世に知れるところになったのだが、しばらくは本書が海上保険法史研究者にひもつかれる機会はなかったらしい。

しかしながら、1940年デューク大学の経済史助教授 Robert Sidney Smith¹²⁾ は、いち早く Guiard y Larrauri に基づき、これに触れることになった。ただし、それはわずか数行のことであった。そして、1957年 Manuel Basas Fernandez は、*Revista de derecho mercantil* 誌に掲載した40ページに渡る *Contribucion al estudio del seguro marítimo en el siglo X VI* と題する論文¹³⁾ の第6章をこの条例(案)に当て、ややまとまった言及をしたものの、やはりそれもわずか3頁のことではなかった。その後、多くの斯学研究者が本案を見落とすことになったのは、かかるためであったかもしれない。

本条例(案)の意義は、すでに地中海沿岸都市では、1484年のバルセロナ条例のように、きわめてまとまった海上保険条例が定められていたにもかかわらず、大西洋により密接な関係を有する諸都市では、未だ海上保険条例が定められることはなく、Smith や Basas が言うように、これが “Bilbao’s first marine insurance laws”¹⁴⁾ であり、“el primer cuerpo legislativo sobre seguros marítimos que atañe al mundo atlántico”¹⁵⁾ であることである。

商業の中心が地中海世界から大西洋世界に移るにつれ、海上保険の中心

12) Smith, R.S., *The spanish guild merchant*, Durham, 1940, p. 79.

13) Basas Fernandez, M., *Contribucion al estudio del seguro marítimo en el siglo X VI*, *Revista de derecho mercantil*, X X IV, núm. 66, 1957, p. 307 et seqq. 本論文は、Basas の *El consulado de Burgos en el siglo X VI* と題する学位請求論文における16世紀スペインの海上保険を扱った第3部の初めの2章部分であり、また、この論文は、*ibid.*, *El seguro marítimo en Burgos (siglo X VI)*, Bilbao, 1963 の第1章および第2章に転載されている。

14) Smith, *op. cit.*, p. 79.

15) Basas Fernandez, *Contribucion cit.*, p. 318.

も後者に移動していく。あるいはブルゴス、セビリア、ビルバオといったスペイン諸都市であり、あるいはブリュージュであり、またあるいはロンドンであって、スペインの大西洋条例群はもとより、かかる大西洋世界の中で、今のところ、最も古い海上保険条例がこの1520年のビルバオ海上保険条例(案)なのである。

大西洋条例群が地中海条例群に比べ、一段と発展した内容を有していたであろうことはすでに触れた。このビルバオ海上保険条例(案)は、そのような大西洋条例群の先駆であり、以後の大西洋条例群は、いわばこれの延長線上に位置するのであって、本案の意義について、これ以上のことを殊更述べる必要はおそらくないだろう。

ただし、本条例(案)は案であって、条例そのものではない、という批判がなされるかもしれない。しかし、これはおそらくブルゴスとのあつれきから国王の裁可を得られず、条例として正式に公布・施行されるには至らなかったが、実質的には、ビルバオの商人組合(unibersydad)において、十分にその機能を果たしていたのであり、その限りにおいては、公式の条例とほとんど変わりのないものであったのである。本条例(案)の内容が、1538年ブルゴス条例に若干の例外を除いて、ほとんどそのまま受け継がれた事実は、実際の海上保険契約にこの条例(案)の規定が実質的に適用されていた何よりの証左となろう。したがって、これは実質上大西洋条例群そして大西洋世界最古の海上保険条例であり、その意義について疑問を差しはさむ余地はほとんどない、と思われるのである。

III 同条例(案)のテキスト・試訳

まず本条例(案)のテキストおよび試訳を掲げよう。

1520年ビルバオ海上保険条例(案)

1) Guiard y Larrauri, op. cit., p. 579 et seqq. による。ただし、試訳のキックコー内は訳者の挿入である。

En la noble villa de bilvao dentro en la casa del contar de las averias que esta junto en la ygilia del señor sant anton de la dha villa a dias del mes de febrero año del nascimiento de nro salvador xpro de mill e quinientos e veynte años este dia estando juntos en la dha casa de averias segun que lo han de uso e de costumbre los señores diego rodrigo de trauco fiel de los capitanes e maestros e mercaderes de la unibersydad de la dha villa de bilvao e antonyo de çaballa e myn de salbatierra diputados de la dha unibersydad e en presencia de mi myn urtiz de yruixta escribano de sus magestades e notario publico en la su corte e en todos los sus reinos e señorios e escribano publico del numero de la dha villa de bilvao e de los testigos de yuso escriptos los dhos señores fiel e diputados de la dha unibersydad dixieron que mandaban e mandaron a juan pz de beci que ende presente estaba e andador que es de la dha unibersydad qua luego llamase a los capitanes e maestros e mercaderes e tratantes de la dha villa de bilvao para que luego se juntasen en la dha casa de las averias porque querian abiar e esaminar e concertar de hacer algunos capitulos e hordenanzas

我らがイエス・キリストの生誕 1520年2月、誉高きビルバオ市の、折に触れて上記ビルバオ市の聖アントニウス教会に集う la casa del contar de las averias において、本日、慣例および慣習にしたがって、上記ビルバオ市の商人組合(unibersydad)の船長衆、船舶所有者衆および商人衆の参事 (fiel) Diego Rodrigo de Trauco 閣下ならびに上記組合の代議員衆 (diputados) Antonyo de Caballa 閣下および Myn de Salbatierra 閣下の臨席の下、閣下衆の記録官、王国議会および全王国領・所領における公証人かつ上記ビルバオ市および下に記された証人衆の正式な公的記録官である私、Myn Urtiz de Yruixta の面前で、上記組合の参事および代議員閣下衆は、そこに参列していた上記組合の執達吏 (andador) Juan Pz de Beci に、神と殿下衆そしてその利益に奉仕し、上記組合とその商人衆のための諸条例 (algunos capitols e hordenanzas) の起草を開始、検討、決定することを望んで、上記 la casa [del contar] de las averias に直ちに集うべく、上

que fuesen a servicio de dios e de sus altezas e del bien e pro de la dha universydad e de los contratantes en ella e asy luego por llamamiento del dho juan pz de veci andador venieron e se juntaron en la dha casa de las averias myn de arriaga alld de la dha villa e francisco lope de arvieta e myn xemenis de vertendona e ochoa martinez de gondra e myn sz de varraondo e hurt^o. de arana e juan lopez de jauregui e po diaz de arbolancha e sancho martinez de bilvao e ochoa pz de uriondo e yñigo de trauco e juan mixaot e juan pz landaçabal e myn de gorgollo e juan saez de catelinaga e andres de vermeo e juan de ariz e andres de vilela e pedro de novia e pedro de arexmendi e juan pz de ybayeta e juan ochoa de vertendona e pedro de aguirre e fernan sz de las ribas e sant juan de herquiñigo e myn mynes de pgao e diego de varzena e diego de arana maestros e mercaderes de la dha villa de bivao // e luego estando ansy ende juntos todos los sobredhos en ayuntamiento general los dhos señores fiel e diputados dixieron e hizieron saber a todos los sobredhos que como ellos vien sabian a causa de las poliças e seguros avia avido e avia e se esperaba aver pleytos e diferencias e porque dios e sus

記ビルバオ市の船長衆、船舶所有者衆、商人衆および家畜商人衆を即時召集することを命じ、命ずべきことを命令した。したがって、執達吏の上記 Juan Pz de V(B) eci の召集により、直ちに上記 la casa [del contar] de las averias に、上記市の Myn de Arriaga Alld、上記ビルバオ市の船舶所有者衆および商人衆、Francisco Lope de Arvieta, Myn Xemenis de Vertendona, Ochoa Martinez de Gondra, Myn Sz de Varraondo, Hurt. de Arana, Juan Lopez de Jauregui, Po Diaz de Arbolancha, Sancho Martinez de Bilvao, Ochoa Pz de Uriondo, Yñigo de Trauco, Juan Mixaot, Juan Pz Landaçabal, Myn de Gorgollo, Juan Saez de Catelinaga, Andres de Vermeo, Juan de Artiz, Andres de Vilela, Pedro de Novia, Pedro de Arexmedi, Juan Pz de Ybayeta, Juan Ochoa de Vertendona, Pedro de Aguirre, Fernan Sz de las Ribas, Sant Juan de Herquiñigo, Myn Mynes de Pgao, Die-

altezas fuesen servidos e porque los dhos pleytos e diferencias non oviese cerca dellos dixieron que seria bueno que se feziesen e hordenasen capitulos e hordenança cerca dello para que conforme a los dhos capitulos y hordenança ayán de pasar los dhos seguros e cada uno sabria la forma dellos porque savida la verdad conforme a las dhas hordenanças e capitulos se juzgaria e determinaria cerca dello e a la causa non avria los perjuizios e diferencias y por ende que ellos quisiesen nombrar a algunos de los susodhos para que los que ansy se nombrasen en uno con los dhos señores fiel e diputados fezieren e hordenasen los dhos capitulos e hordenanças e ansy echas se les demostraria de que forma estaban echas' para que se proveyese sobre ello lo que se debia de prover // e luego todos los sobredhos dixieron que en hazer lo susodho hera servicio de dios e de sus altezas e vien e pro comun de la dha unibersydad e de los tratantes della // y ende dixieron que para hazer los dhos capitulos e hordenanças en uno con los dhos señores fiel e diputados nonbraban e nombraron a francisco lopez de arvieta e a myn xemenis de vertendona e a fernan sz de las ribas e a min

go de Varzenaならびに Diego de Arana が来集し、しかして、一般議会 (ayuntamiento general) に上記諸衆全員が直ちに集い、上記参事および代議員閣下衆は、上記諸衆全員に、周知のごとく、保険証券 (poliça) および保険 (seguro) を原因として訴訟ならびに争いが〔過去において〕生じ、〔現在においても〕生じ、〔将来においても〕生ずべきことが予想される旨を示し、知らしめ、そして神と殿下衆の御心にしたが、上記訴訟および争いが保険証券および保険について生じないよう、条例が、それにしたがって保険が行われるべく、起草され、命じられ、そして周知の通り、真実が、同条例にしたがって、審理・判決され、それが原因で偏見・争いが生じないよう、各自が保険の方式を熟知することが望ましい旨を宣言した。したがって、上記閣下衆は、上記参事および代議員閣下衆の同意を得て、被任命者衆が同条例を起草し、命ずるために、上記諸衆の若干名を任命しなければならないこと、そしてこのことが、裁決されるべきが〔しかるべく〕裁決されるよう、従来の方

de gorgollo e a juan lopez de jauregui e a juan pz de ybeyeta e a juan ochoa de vertendona e a juan mixaot // que ende los susodhos en uno con los dhos señores fiel e diputados hordenen e hagan los dhos capitulos e hordenanzas segun a ellos vien visto les fuere que sea servicio de dios e de sus altezas e de vien e pro de la dha universidad e de los tratantes della // a los quales dhos nombrados en uno con los dhos señores fiel e diputados dixieron que daban e dieron poder e facultad en la mejor forma e manera que podian e debian y los quales sobredhos nombrados dixieron que acetaban e acetaron el dho cargo segun dho es // y fueron presentes por testigos juan pz de veci e sancho de çaballa e juan de sautuola.

法で、彼ら〔被任命者衆〕に通知されることを命じ、さらに、直ちに、上記条例の起草が、神と殿下衆の御心にしたが、商人組合と同組合の家畜商人衆の共同の利益に奉仕することを宣言し、しかして、上記参事および代議員閣下衆の同意を得て、条例を起草するために、Francisco Lopez de Arvieto, Myn Xemensis de Vertendona, Fernan Sz de las Ribas, Min de Gorgollo, Juan Lopez de Jauregui, Juan Pz de Ybeyeta, Juan Ochoa de Vertendona および Juan Mixaot を任命し、任命すべきことを命じ、上記〔被任命者〕諸衆が、上記参事および代議員閣下衆の同意を得て、十分考慮したように、神と殿下衆の御心にしたが、商人組合と同組合の家畜商人衆の利益にしたがって、上記条例を起草し、命ずることを命令した。〔上記閣下衆は、〕同被任命者衆に、上記参事および代議員閣下衆の同意を得て、かつて行うことができ、今後行うべきよりも適切な方式および方法で、権限と権能を与えたことを宣言し、上記被任命者衆は、宣せられたところにしたが、

los quales sobredhos señores fiel e diputados de la dha universydad en uno con los sobredhos nonbrados fezieron e hordenaron cerca de lo susodho los capitulos siguientes.

Primeramente dixieron que hordenaban e mandaron que qualquier persona de qualquier calidad que sea que si quisiere asegurar en qualquier manera que sea agora por sobre mercaderias como sobre nao fleyte e aparejos della como sobre qualesquier mercaderias que se hiziere el dho seguro aya de correr diez por ciento de riesgo sobre la dha nao fleyte e aparejos della o sobre las mercaderias sobre que se hiziere el dho seguro e dende arriba lo que la voluntad del dho asegurado quisiere con tal que flon corra menos de los dhos diez por ciento // e si por caso de que se asi hiziere sobre la dha nao fleyte e aparejos della o sobre las mercaderias que se aseguraren non corriere los dhos diez por ciento que del tal seguro se puedan repartir hasta en cantidad que el dho asegurado pierda los diez por

同職務を引き受けたことを宣言した。証人として、Juan Pz de Veci, Sancho de Çaballa および Juan de Sautuola が同席した。

商人組合の上記参事および代議員閣下衆は、上記被任命者衆と共に、上記事項に関して、以下の条例を起草し、命令した。

[第1条] まず最初に、いかなる国籍であると、いかなる方法であれ、保険されるいかなる貨物についてと同様、貨物ならびに船舶、運送賃および船舶の属具について、保険されることを望む者は、保険される同船舶、運送賃および船舶の属具または貨物の危険の10/100を負担しなければならず、また、上記10/100を下回る〔危険を〕負担することにならないかぎり、被保険者の意思が望むならば、10/100を超える割合〔の危険〕を負担しうることを命令した。保険される船舶、運送賃および船舶の属具または貨物について、〔保険が〕かく行われる場合において、〔被保険者が危険の〕10/100を負担しなければ、かかる保険から、金額上、同被保険者がかく付保した全額の

ciento de todo lo que ansy asegurado e que aquellos se repartan a los aseguradores que hizieron el dho seguro segun cada uno hereda en el dho seguro y porque los que se aseguraren tengan cuidado e vigilancia de poner verdad ansy en la tal nao como en las tales mercaderias sobre que se hiziere el dho seguro.

yten dixieron que hordenaban e mandaron que echo el tal seguro o seguros sean obligados los dhos aseguradores a los dhos asegurados lo que dios no quiera si algun rriesgo de la dha naos o mercaderias o parte dellas ansy aseguradas aconteciera de pagar e de desenvolver segun e de la forma e manera que se rezare la poliça del dho seguro del dia que en ella firmaren los dhos aseguradores dentro de ocho meses primeros siguientes e si alguna escuridad o diferencia o devate en el quanto tanto subcediere al que se asegurare quel tal asegurador sea obligado de le pagar todo aquello que aseguró dando fianças legas llanas e abonadas al dho asegurado para estar a derecho que pagará lo que fuere juzgado en fin de los dhos ocho meses segun se contiene en la poliça segund fee // e que esto

10/100を失うまで控除し、その金額は、同保険を行った保険者衆に、同保険において引き受けた各〔引き受け〕額にしたがって配分されることとする。けだし、保険される衆〔被保険者衆〕は、同保険がなされたかかる船舶および貨物に、誠実さを付与すべく、細心の注意を払わなければならないからである。

〔第2条〕 さらに、かかる保険が行われ、神の望まないこと、〔すなわち〕なんらかの危険が、かく保険された船舶もしくは貨物またはそれらの一部に生ずるならば、同保険者衆は、被保険者衆に、保険証券に記載されている方式および方法で、保険者衆が保険証券に署名した日から続く最初の8ヶ月以内に〔保険金を〕支払う義務を負う旨を命じたことを宣言しかつまた命令する。もし、争いもしくは紛争または口論が、保険されたことについて生ずるならば、かかる保険者は、宣誓して、保険証券に記載されたところにしたがい、上記8ヶ月の終りに、判決されるべき金額を法律上当然に支払うべく、被保険者に無条件かつ信用ある法的担保を提供せしめて、保険した金額

echo los juezes hagan lo que fuere de justicia.

yten hordenaron e mandaron que en los seguros qus se hazen sobre naos fleytes e aparejos por evitar diferencias que cada dia acaescian entre maestros e aseguradores en que los maestros piden que se les pague algunas rozaduras perdidas de algunos aparejos de las tales naos sobre que se hazen los dhos seguros en qualquier manera que sea fue acordado por heuitar las dhas pependencias e poner claro las cosas que ninguno pueda pedir ni le valga si pidiere otro dapno alguno salbo aquello que cortaren o echaren de la dha nao por salvar la dha nao e las mercaderias en ella cargados e aquello que sea avydo e aya por averia gruesa a la nao e a las mercaderias en ella cargadas e non otra casa alguna salbo aquello que se le cupiere en la tal averia gruesa al dho maestro o mercaderes.

〔保険金額〕を被保険者に支払わなければならない。しかして、裁判官衆は、正義に基づき、このことを裁判しなければならない。

〔第3条〕 さらに、船舶、運送貨および属具につきなされた保険において、船舶所有者衆が、いかなる方法であれ、同保険がなされたかかる船舶の属具の腐敗損害について、保険者衆に〔保険金〕請求を行う場合は、日々船舶所有者衆と保険者衆との間で生ずる争いを避けるために、そして同争いを避け、問題を明瞭にするために、船舶およびそれに積載された貨物を救助すべく属具を切断し、それを船舶から投棄した損害を除き、その他いかなる損害も〔保険金の〕請求を行うことができず、たとえ〔保険金の〕請求があっても、それは無効である旨了解されたことを命令した。〔かかる属具の切断の場合〕船舶およびそれに積載された貨物の共同海損（*averia gruesa*）として処理されるが、船舶所有者衆または商人衆にとって、かかる共同海損に含まれる場合を除けば、その他いかなる〔属具の腐敗損害も、保険者は責めを負わない〕。

yten hordenaron e mandaron que por quanto algunas vezes acaesce que algunos maestros de naos toman sobre sus naos tanto que no vale la nao e fleyte ansy en cambios como en seguro que se haze sobre la tal nao en tal caso que se hallare que el dho maestro tenga tomado sobre su nao e asegurado todo que la tal nao e la mitad de los fleytes valen que en tal caso si della conteciére algo lo que dios non quiera que los aseguradores non sean obligados de le pagar mas de quanto valia la tal nao e la mitad del fleyte que tenia descontando dello los diez por ciento quel dho maestro ha de correr de riesgo y por si el dho maestro en la dha poliça que ansy hiziere del dho seguro nonbrare la cantidad de lo que vale la dha su nao que en aquella cantidad quel nonbrare le valga el dho seguro e que los dhos aseguradores sepan el prescio nombrado en la poliça.

Otrosy hordenaron e mandaron que qualquier persona de

〔第4条〕 さらに、冒険貸借においても、かかる船舶に関してなされた保険においても、船舶所有者衆が、自己の船舶について、船舶および運送賃が有しえない程の金額を取得する場合は、往々にして生ずるので、かかる場合には、同船舶所有者衆は、自己の船舶につき、〔危険の10/100の〕責任を負い、〔この10/100を控除した〕かかる船舶の有する全価値を付保することとし、そして〔運送賃についてはその〕 $\frac{1}{2}$ を付保することとして、そのような場合に、船舶に神の望まないこと〔すなわち危険〕が生ずるならば、保険者衆は船舶所有者の負担すべき危険の10/100を控除し、〔その10/100を控除した〕かかる船舶の有する価値および運送賃の $\frac{1}{2}$ を超える額を〔保険金として〕支払う義務を負わない旨を命令した。しかして、同船舶所有者が、保険のかくなされた保険証券に、自己の船舶の有する価額を記載し、保険者衆が、保険証券に記載された価額を了解するならば、同保険は、記載されたその価額で有効であるとする。

〔第5条〕 なおまた、現在本市の市民であると、外国の地域の市民

qualquier calidad que sea que cada e quando algun segurofizien en esta villa agora sea vezino del o de fuera parte que sometiendose a estas hordenanças e al juzgado de fiel e diputados desta dha villa ayan de hazer las poliças e conocimientos de los tales seguros mostrando la dha poliça o albala firmado del tal asegurador conforme lo que de suso dho es o provandolo con testimonios. Y hordenamos que balga tanto e tan copiosamente como si ante escrivano publico fuese despachada e mandamos que sean de tanta fuerza como si pasaren por ante escrivano publico e cada uno sea libre de hazer la poliça agora sea por ante escrivano o por conocimiento o por albala e pareciendo la firma del asegurador o de los testigos valga segun pareciese por la tal poliça o albala o testigos como sy fuese hecha por escrivano publico.

yten hordenaron e mandaron que si en las cargazonas que se hazen ansy de vinos como azeytes huviere alguna corrizon

であると、いかなる国籍であれ、本市において保険を行う者は、常に、本市のこの条例ならびに参事および代議員衆の裁決にしたがって、保険証券を作成し、かつ、上記条例にしたがい、証人により証明され、保険者衆により署名された同保険証券または証書を呈示して、かかる保険〔の内容〕について、〔被保険者に〕了知させなければならないことを命令した。そして、〔そのようにして作成された保険証券は〕あたかも公証人の前でなされたと同様な価値を有し、かつ、あたかも公証人の前で作成されたと同様な効力を有することを命令する。各自が、証人の前で、証明書としてまたは証書として、〔いずれとしても〕、保険証券を作成するのは、自由であり、保険者または証人衆の署名は、かかる保険証券、証書、証人から判断されるべきところにしたがって、あたかも公証人により作成されたと同様な効力を有する、と判断されることとする。

〔第6条〕 さらに、ぶどう酒およびオリーブ油から成る積荷において、いかなる方法であれ、かかるぶ

o arrimazon en los tales azeytes o vinos sea en qualquier manera que los dhos aseguradores no sean obligados a pagar ninguna cosa de tal corrizon que sobre las tales mercaderias (oviese) salvo si el que se asegura aze provanza de que la corrizon o dapno (a) venido en las dhas mercaderias por caso fortuito e en tal caso que los dhos aseguradores sean obligados de cumplir segun dho es.

yten hordenaron e mandaron que de todas las mercaderias fruta azero lanas xabon lienços paños e otras qualesquier mercaderias de qualquier calidad que sean que estuvieren aseguradas que los tales aseguradores non sean obligados a pagar cosa alguna del dapno que a las tales mercaderias aseguradas veniere eceto si el tal dapno veniere a las dhas mercaderias por caso fortuyto porque por curso de largo tpo de estar cargadas las dhas mercaderias se podrian dpnar a lo qual el dho asegurador non seria obligado pues non es por caso fortuyto.

どう酒またはオリーブ油に、漏損または積み付け〔不良による漏損〕が生ずるならば、同保険者衆は、かかる貨物に生ずるかかかる漏損について、いかなるものも支払う義務を負わないことを命令した。ただし、保険された〔被保険者〕が、漏損または〔そのような〕損害が、偶然な出来事により同貨物に生じたことを証明した場合を除く。かかる場合には、保険者衆は〔上に〕定められたところにしたがい、〔義務を〕履行しなければならない。

〔第7条〕 さらに、保険されるべき果実、鉄、羊毛、石けん、織物、毛織物および、いかなる種類であれ、保険されるべきその他一切の貨物について、かかる保険者衆は、このような損害が偶然な出来事により同貨物に生じないかぎり、保険されたかかる貨物に生ずる損害に対して、何ら支払う義務を負わないことを命令した。ただし、同貨物は、積み込まれている長い時間の経過により、損害を被ったからであり、かかる損害に対しては、保険者衆は責任を負わない。ただし、偶然な出来事による場合は、そうではない。

otrosy por quanto se hazen seguros sobre naos e fleytes e aparejos por meses e año que los tales seguros se entiendan que los aseguradores corran todo lo que firmaren que pareciere por la escriptura de seguro e por la misma tasacion de la tal escriptura del seguro balga sin que otra tasacion se torne a hazer despues.

otrosy hordenaron e mandaron que qualquier poliça o cedula de seguro o albala que pasare ansy por ante escrivano como en testimonios como por otros en nonbre de otros que qualquiera destas balgan e (lleven) devida e aparejada execucion en la mejor forma e manera que pueda ser ansy como si fuesen sentencias pasadas en cosa juzgada.

〔第8条〕 なおまた、船舶、運送貨および属具に関する保険は、月単位および年単位でなされるので、かかる保険は、保険者衆の署名した一切のことならびに保険の書面〔すなわち保険証券〕および保険の書面の解釈それ自体から判断されるべき一切のことを負担する旨を了解する。ただし、後になされるべき解釈が異なる場合は、これを除く。

〔第9条〕 なおまた、宣誓供述書におけるように、証人の面前で、かく作成されるいかなる保険証券または保険の書面もしくは証書は、これらの内のいかなるものとも異なる名称および他の〔様式〕で作成されようとも、有効であり、あたかも訴訟物において判決がなされたかのよう、可能な最善の方式および方法で、正当かつ適切な執行〔力〕を有することを命令した。

IV 制定機関・不裁可理由・起草理由

本条例（案）は、上掲のように、商人組合の一般議会（ayuntamiento general）において、参事（fiel）Diego Rodrigo de Traucoと代議員衆（diputados）Antonyo de Caballa以下2名により任命された Francisco

1) ayuntamiento は市吏員団と訳されることもある。井上編『南欧史』（第7版）世界各国史5，昭和45年，p.241を参照。

Lopez de Arvieto 以下 8 名の者が起草し、上記参事および代議員衆が命令を下したものである。

保険条例ではないが、当時ビルバオにおいて定められ、かつ国王の裁可を得て公布・施行された1531年の条例²⁾と比較するかぎり、本条例(案)は、組合内において、正式な手続きを経ており、その限りでは、公式の条例と何ら異なるところはなかった。ただ国王の裁可がなされたか否かの相違があるにすぎない。

イタリア初期の保険条例には、ドージェ(doge)、ポデスタ(podestà)等のコムーネあるいは都市の首長により定められたものと商業団体(corporazione mercantile)により定められたものがあるが、1432年ないし1484年のバルセロナ条例が前者に属するのに対して、1520年ビルバオ海上保険条例(案)は後者に属している。

王の裁可が得られれば、上記1531年条例のように、“el muy noble señor licenciado Diego de Vargas corregidor e veedor en este muy noble e muy leal condado”³⁾といった、王国の官職“corregidor”⁴⁾の者の名が付加されただろうが、不幸にして裁可を得ることができなかつたため、“corregidor”の者の名は見当たらない。

ところで、本条例(案)が裁可を得られなかつたことについては、次のような背景⁵⁾が存在した。

ビルバオは、スペイン北部、ビスカヤ湾からネルビオン川を11kmほどさ

2) Guiard y Larrauri, op. cit., p.582 et seqq.

3) Guiard y Larrauri, op. cit., p.582.

4) corregidor は、通常都市に任命された a special kind of royal magistrate であり、任期は一年、ただし重任が認められていた。Suárez Fernández, L., The Kingdom of Castile in the fifteenth century, Spain in the fifteenth century 1369-1516, edited by Highfield, R., translated by López-Morillas, F. M., London and Basingstoke, 1972, p.110, n. 47. なお、井上編、前掲書、p.241では都市総督と訳されているが、ここでは原語のままとした。

5) 1520年条例(案)が裁可されなかつた背景については、Smith, op. cit., p. 67 et seqq. が詳しい。

かのぼった地に位置する、古くから外敵の襲撃に対する防御に適した天然の良港として栄えた都市である。しかし、この都市の繁栄は、その後背地にあった中世スペイン最大の都市の一つ、ブルゴスの繁栄に大きく依存していた。

中世スペイン有数の輸出品であった羊毛は、カスティリア内陸部で市場向けに用意され、Medina del Campo等の定期市で商人に売られて、それから中心的な集積地であったブルゴスへ運ばれたが、ブルゴスは内陸都市であったため、荷馬車によりビルバオに運ばれ、そこから年に一、二回編成される輸送船団で、ブリュージュ等へ積み出されていたのである。

当時、ブルゴスは羊毛集積地として最も勢力を有していた。この地がこのように隆盛の域に達したのは、1484年以来、財政が逼迫していた王室が、羊毛貿易に一つの光明を見、これを特に保護育成する政策をとったためであった。実際、羊毛貿易は、やがて王室のかけがえのない収入源となり、王室と牧羊業者は、互いにその利益を享受することになる。かかる羊毛貿易の中心が、他ならぬブルゴスその地であり、その意味で、ブルゴスは王室の期待の都市であったのである。

ビルバオは、かかるブルゴスのいわば外港でしかなかった。そのために、これら二都市は、明らかに主従の関係にあった。しかしながら、1492年のユダヤ人追放による羊毛市場の混乱後、この輸出体制の建て直しのためにブルゴスに1494年コンスラード (consulado) の設立が認められた頃になると、鉄山の開発による鉄鋼業——といっても、錨、鉄索、針などの製造業にすぎないが——この繁栄とともに、ブルゴスの商人資本は、ビルバオに移っていくこととなり、両者の関係は悪化していく。

もともとバスクとカスティリヤと民族を異にしていたため、表面上、勢力関係に明白な差が存在したかぎり、関係は良好であったが、これが互いに拮抗するようになると、互いの反目精神がにじみ出てくるのである。それは、15世紀中葉に、ブリュージュにおいて、両者それぞれが独自の教会、独自の商人組合を有していたことに如実に示されている。

ブルゴスは、ビルバオの台頭に危機感を抱き、いち早くコンスラード設立の願いを提出し、その願いはかなえられた。それは、1492年のユダヤ人追放による羊毛市場の混乱を建て直し、羊毛輸出体制を再び円滑に機能させ、もってブルゴス商人衆の利益を確保すると同時に、ブルゴス商業そして王国の繁栄を期するためであった。

コンスラードの設立により、ブルゴスは、一定の条件の下で、一切のビスカヤ湾沿岸諸港からの船舶の航行に認可を与える権限を有することになったが、それはもちろんビルバオ等の諸都市の受け入れられるところではない。そこで、1494年条例の改正を請願することとなり、それが認められて1495年および1496年の二度にわたって1494年条例は改正されることになる。その後、暫時、見かけ上は、ブルゴスとビルバオの関係は良好であった。

ブルゴスとビルバオがその間に生じる紛争を解決するために締結した一連の書面による協定の最初のもは、1499年ブルゴスに、フランドル、ナント、ラ・ロシュルおよびイギリス向けの羊毛積載船舶に認可を与える独占的権限を認めたそれである。当時、フランドル向けの羊毛積載船舶は、年に一度船団を組んで航海していたが、本協定によりブルゴスのコンスラードの prior および consul 衆は、船団を組む諸船舶を選択する権限を有することになった。ただし、彼らはビルバオ船舶を数隻は選択しなくてはならなかった。一方、ビルバオは、ブルゴス商人のために船腹の $\frac{1}{3}$ は留保しなければならなかったが、鉄鉱石および / または鉄製品の運送については完全な自由を得た。

この協定は思いの外、直ちに新たな紛争の火種となり、1505年ビルバオは、ブルゴスがビルバオ船舶を排除しようとしている旨を訴え、国王はそれを容れて、ブルゴスにそのような独占的な仕方を思い止まるよう命令することになる。

ブルゴスと同様に、商人の利益の確保と商業の隆盛のために、コンスラードを設立することはビルバオの悲願とするところであった。それは、ブ

ブルゴスに対する対抗策の最も有効な方法でもあった。ブルゴスにコンスラードの設立が認められた後、ビルバオは、その設立の請願を行ったものの、国王が認めるには至らなかった。しかし、1511年、やっと悲願は達成する。ビルバオにとって、それは、ブルゴスへの対抗上、とりわけ大きな成果であった。しかしながら、喜びもつかの間、翌1512年国王は、ブルゴスに、フェンテラビアからコルニナの間にあるビスカヤ湾沿岸諸港の一切から羊毛を船積みするについての独占権をカスティリア商人に与えるという、新たな特権を認めることになる。この特権の授与は、ビルバオにとって死活問題であった。そこで、ビルバオは、ブルゴスによるその特権の適用が破滅的な影響をもたらさないよう、その厳格な行使を緩和すべく、ブルゴスの提案するほとんどすべての和解条件を受け入れることとしたのだが、1520年海上保険条例(案)は、かかる状況の中で、定められたのである。

この条例(案)には、ブルゴスに対するビルバオのせめてもの抵抗の意味が込められていた。ビルバオのコンスラード設立の悲願の基礎の一つに、商事裁判権の確保があったことを考えれば、その最たるものは、裁判権がビルバオのコンスラードにあることを定めた規定(第5条)にうかがうことができる。しかし、当然のことながら、この条例(案)をブルゴスが認めるわけにはいかなかった。おそらく、国王に裁可を与えないように働きかけることとなり、つまるところ、この条例(案)は、公式的には裁可を得られず、その効力を有することのないまま廃案の憂き目に遭うに至るのである。

といて、前にも触れたように、本条例(案)が単なる案でしかなかったわけではない。本条例(案)の規定の多くが、後の1538年ブルゴス条例に採り入れられた事実を考慮すれば、本条例(案)の諸規定は、公には施行されなかったものの、現実には、おそらく適用され、当時のビルバオにおける海上保険契約は、本条例(案)に則って行われていたのである。その点で、本条例(案)は、Smithが“Bilbao's first marine insurance laws”といい、Basasが“el primer cuerpo legislativo sobre seguros

maritimos que atañe al mundo atlántico” というように、ビルバオ最古の海上保険条例であり、かつまた大西洋世界最初のそれでもあったのである。

本条例(案)の起草理由は、「保険証券 (póliza) および保険 (seguro) を原因として訴訟ならびに争いが〔過去において〕生じ、〔現在においても〕生じ、〔将来においても〕生ずべきことが予想される」ために、「上記訴訟および争いが、保険証券および保険について生じないように」、〔各自〔に〕保険の方式を熟知〕させることであった。

イタリア初期の保険条例を一べつすると、一般的な制定理由を掲げているものより具体的な制定理由を掲げているものがある。たとえば、1407年のフィレンツェ条例は「コムーネおよび商業団体の明らかな利益のために」⁶⁾とし、一般的な制定理由を掲げたものの一つだが、他方1421年および1424年のヴェネツィア条例は、それぞれ「保険者は、外国船舶の状態さらにそれに積載された商品について、情報を有さず、〔これの〕保険はただ支出のみで、決して利益を生じず、かかる保険は市民および臣下の損害に墮し、すべての者が危険および損害〔をもたらす〕と考える外国船舶に関する保険をヴェネツィア市民が行うことは、市民のとりわけ有害な慣習〔である〕」⁷⁾、「ジェノヴァ人とカタロニア人およびフィレンツェ人とジェノヴァ人の間に、〔それぞれ〕争いがあり、その〔影響〕力は特に海上に広がっているので、〔これに〕かかわらない配慮が望ましい。したがって関与の原因になりうる外国人の保険について、〔かかる保険は〕全く回避されるべきである」⁸⁾として、より具体的な制定理由を掲げている。

これら両極端のものに比べれば、1369年ジェノヴァ条例、1393年フィレ

6) Bonolis, G., Contributo alla storia delle assicurazioni in Firenze, Archivio storico italiano, 5. ser., X X II, 1898, p. 321; 拙稿, 前掲イタリア初期の保険条例, p. 62.

7) Stefani, G., L'assicurazione a Venezia delle origini alla fine della Serenissima, I, Trieste, 1956, p. 229; 拙稿, 前掲イタリア初期の保険条例, p. 63.

8) Stefani, op. cit., p. 230; 拙稿, 前掲イタリア初期の保険条例, p. 63.

ンツェ条例，1408年ジェノヴァ条例などは、どちらかといえば中間的な制定理由を掲げており、制定理由一つとってみても興味は尽きない。

条例がなぜ定められたかは、当該条例制定時におけるその地の保険取引の状況を反映しており、1369年の最古のジェノヴァ条例の制定理由（「[カムビオおよび保険契約が、不法またはウスラ的であると主張されることによって、履行されなければ] 一般に同じような契約を行っているジェノヴァ市民および商人に大きな損失および不利益を生じ、あるいはいかなる取引も行われえず、船舶が航海しえないことを考慮して」）をみれば、当時、保険はジェノヴァ市民・商人にかなりの程度浸透し、取引上不可欠な制度になっていたこと、にもかかわらず、ウスラ的という理由で、履行を拒絶する保険者が絶えなかったこと、それゆえ保険契約が有効な契約として広く認められるには未だ至っていなかったこと、したがって、本条例は、保険条例の歴史の中でもかなり早い段階で定められたと考えることなどを知りうるし、1393年のフィレンツェ条例の制定理由（「商人が非常にしばしば大損失を被っていることへの配慮と、商人の信用と利益を入念に保護するために」）を読めば、当時フィレンツェでは、すでにかかなりの程度の保険取引が行われていたこと、しかしそれは商人にとり必ずしも利益を得る取引ではなく、往々にしてきわめて大きな損害をもたらしていたことなどをうかがうことができる。

スペインでどうであるかといえば、スペイン最古の1432年バルセロナ条例は「公益ならびに同市の市民、住民および同市において取引を行う商人の保障のために」¹⁰⁾としているから、やはりバルセロナにおいても、保険取

9) 拙稿，前掲イタリア初期の保険条例，p.62以下を参照。

10) Peláez, M. J., *Cambios y seguros marítimos en derecho catalan y balear*, Bolonia, 1984, p.127 ; Perels, L., *L'apparition des prêts, changes et assurances maritimes dans les pays de la Couronne d'Aragon*, *Revue historique de droit français et étranger*, 4. sér., XXIII, 1945, p.284 et suiv. ; 拙稿，前掲1432年バルセロナ最古の海上保険条例，p.585以下。

引はしばしば商人に損害を与えていたし、また当地ではバルセロナ商人に限らず、外国商人がこの地で広く保険取引を行っていたことが分る。なぜ商人が損害を被ったかについては、1435年条例が明らかに示すところであり、同条例は「船舶およびその他の小船舶を保険しならびに商品、物品および財物を保険するについて、同市において引き続き生じうる一切の詐欺および害悪、疑義ならびに論議を一掃するために、したがって被保険者のみならず保険者の保護のために」¹¹⁾定められた、としている。

スペインの保険条例は、保険契約に寄生する詐欺との闘いであったといわれる。確かにそうであった。1435年バルセロナ条例のみならず1461年同条例においても、「乱用が間接的方法および脱法〔行為〕によりなされ、かかる乱用の結果、同市の市民、商業団体の商人およびその他の者に大きな損害と不利益をもたらしているので……」¹²⁾とされている。

しかしながら、1520年ビルバオ海上保険条例(案)をみるかぎり、保険契約を原因とする訴訟・争いはあったものの、詐欺的行為が広く行われていたかどうかは分らない。むしろ、本条例(案)は、裁判権の確立と、取締法規としていくつかの事項について規定することが主たる目的であり、詐欺やビルバオ商人の被っている損失のために制定が急がれたものとは思われない。

V 諸 規 定

本条例(案)の諸規定を通読すれば、これをおよそ①付保制限ないし強制的自己保有に関する規定、②性質損害に関する規定、③保険金支払義務の履行期に関する規定、④保険証券の効力に関する規定および⑤その他の規定の5つに分類することができる。

11) Capmany y de Monpalau, A. de, *Memorias históricas sobre la marina, comercio y artes de la antigua ciudad de Barcelona*, reed., II, 2. parte, Barcelona, 1963, p. 448.

12) Capmany y de Monpalau, *Memorias cit.*, p. 570 et seq.

まず第一に、付保制限ないし強制的自己保有 (obligatorischer Selbstbehalt)¹⁾に関する規定として、第1条および第4条の規定を挙げることができるだろう。

付保制限ないし強制的自己保有は、強制的一部保険 (obligatorische Unterversicherung, seguro obligatorio parcial)²⁾あるいは強制的不担保 (scoperto obligatorio, descubierto obligatorio)⁴⁾ともいわれ、古くから条例上法定されていたところであるが、スペインでは、最古の1432年バルセロナ条例にこそ、そのような規定はなかったものの、1435年条例以後、1452年、1458年、1484年の各条例には定められていたし、さらにイタリアでは、1420年頃のジェノヴァ条例⁷⁾にもかかる規定を見ることができる。Boscoの伝えるところでは、1380年頃のジェノヴァ条例にすでに定められていたらしいが、⁸⁾本条例のテキストを見ることのできない今では、この点を確認することはできない。

また、Garcia i Sanz i Ferrer i Mallol⁹⁾によれば、バルセロナで

-
- 1) Bruck, E., *Das Privatversicherungsrecht*, Mannheim · Berlin · Leipzig 1930, S. 525 ; Ritter-Abraham, *Das Recht der Seeversicherung*, I, Hamburg 1967, S. 241.
 - 2) Bruck-Möller, *Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz*, 8. Aufl., II, Berlin 1980, S. 373f.
 - 3) Peláez, *Cambios cit.*, p. 180.
 - 4) Ferrarini, S., *Le assicurazioni marittime*, Milano, 1981, p. 280 ; Silingardi, G., *Lo scoperto obbligatorio come strumento di tutela contro la frode o negligenza dell' assicurato*, *Le ordinanze di Barcellona del XV secolo sulle assicurazioni marittime*, a cura di Romanelli, G., *Archivio giuridico*, CLXXV, 1973, p. 132 et seqq.
 - 5) Peláez, *Cambios cit.*, p. 180.
 - 6) 拙稿, 前掲15世紀バルセロナにおける海上保険契約 (I), p. 84以下を参照。
 - 7) Bensa, *Il contratto di assicurazione cit.*, p. 159 ; 拙稿「1420年頃のジェノヴァの保険条例」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』No 4, 1984年, p. 10.
 - 8) Boiteux, *op. cit.*, p. 103.
 - 9) Garcia i Sanz i Ferrer i Mallol, *op. cit.*, p. 188.

は1397年を境にして、以後付保制限が契約当事者の合意により行われたらしく、例として、1397年9月6日、1399年9月10日および同年10月1日付の三契約が掲げられている。

ところで、条例における付保制限規定を年を追って見ていくと、はなはだ興味ある事実が浮かび上がってくる。すなわち、1380年頃のジェノヴァ条例では、船舶の価額の $\frac{3}{5}$ を船舶被保険者は保有しなければならなかったが、1420年頃と同条例では、それが $\frac{1}{2}$ に下げられている。そして、1435年バルセロナ条例は、詳細な付保制限規定を置き、内国船舶について $\frac{1}{4}$ 、外国船舶積載内国貨物について $\frac{1}{2}$ 、内国船舶積載内国貨物については $\frac{1}{4}$ を、各被保険者の強制的自己保有としたけれども、1436年条例は、内国船舶、内国船舶積載内国貨物および外国船舶積載内国貨物の付保制限を緩和し、前2者については被保険者に何も強制的自己保有を課さず、外国船舶積載内国貨物についてのみ、 $\frac{1}{4}$ の保有を課した。しかし、1452年条例は、原則的に1435年条例の立場に戻り、1458年条例は、1452年条例の規定を受け継いでいく。そして、1484年条例になると、船舶および貨物のいずれであると、内国人については一率にその価額の $\frac{1}{8}$ (ただし、外国人については $\frac{3}{4}$)を被保険者の強制的自己保有とするに至るのである。

一方、われわれは、ルイ14世の海事勅令第18条に、被保険者は原則として財物の $\frac{1}{10}$ の危険を常に負担する旨定められていること、そしてその規定は、ギドン・ドゥ・ラ・メール第2章第11条および第15章第3条の規定を継受したことを知っている。

かかる規定の継受関係を考えるとすれば、1484年バルセロナ条例では $\frac{1}{8}$ (外国人については $\frac{1}{4}$)であったから、ギドン・ドゥ・ラ・メールの当該規定が、1484年条例を受け継いだとはいえない。しかしながら、前節のテキストを見れば分るように、1520年のこの条例(案)では、実に $\frac{10}{100}$ 、したがって $\frac{1}{10}$ が被保険者の保有とされているのである(第1条)。してみると、少なくともかかる付保制限規定に関するかぎりでは、ギドン・ドゥ・ラ・メール、そして海事勅令の当該規定に影響を与えたのは、1484年の

バルセロナ条例ではなく、むしろこの1520年の条例（案）であったと思われるのであり、このことは、かかる規定のみならず、ひいては海上保険法の継受関係を考えるとき、きわめて興味深い点といえるだろう。

バルセロナでは、付保制限を超えて付保した場合、その超過部分は無効であった。しかし、1520年の条例（案）第1条が「貨物ならびに船舶、運送賃および属具について、保険されることを望む者は、保険される同船舶、運送賃および船舶の属具または貨物の危険の10/100を負担しなければなら」ないとする一方、「金額上、同被保険者がかく付保した金額の10/100を失うまで、控除」するとしているから、バルセロナにおけると同様に、ビルバオにおいても超過部分のみが無効とされていたのかどうか、必ずしも判然としない。

たとえば、保険価額を1000、付保制限を $\frac{9}{10}$ とした場合に、バルセロナでは、被保険者が950の保険金額で保険契約を締結すれば、50が無効とされるのに対し、ビルバオでは、規定を文字通り読むかぎり、付保した全額の950の $\frac{1}{10}$ 、すなわち95が控除され、保険契約は855についてのみ有効に存在するにすぎないと解される可能性があるのである。

1538年ブルゴス条例第50条¹⁰⁾ (Pardessus¹¹⁾では第2条)が、超過部分が無効とした上に、さらに価額の $\frac{1}{10}$ の罰金を科し、単に超過部分が無効とするよりも一層厳しい扱いをしていることに照らせば、その可能性が高いかと思われるが、果たしてどうであろうか。

また、本条例（案）は、第4条においても、船舶および運送賃について、付保制限ないし強制的自己保有を定めている。船舶については、第1条と大きく異なる点はないが、運送賃については、第1条を修正し、あらためて $\frac{1}{2}$ を付保制限ないし強制的自己保有と定めているのである。とすれば、第1条の適用されるのは貨物保険および船舶の属具に関する保険で、船舶

10) Garcia de Quevedo y Concellon, E., Ordenanzas del consulado de Burgos de 1538, Burgos, 1905, p. 243 et seqq.

11) Pardessus, Collection cit., VI, Paris, 1845, p. 141 et suiv.

保険および運送賃保険には、もっぱら第4条が適用されることになり、第4条の規定は、第1条に対する特別規定としての地位を占めることになる。

なお、付保制限ないし強制的自己保有について、複数の保険者が関与している場合には、その無効ないし控除されるべき部分をどのように各保険者に配分するかが問題となるが、第1条によれば、あたかも重複保険における保険金額比例主義のごとく、各保険者の引き受けた保険金額に応じて、控除されることになっている。

また、当時のビルパオでは、すでに船舶の評価済み保険が行われていたこと、さらに船舶保険および運送賃保険は、それぞれ価額の%および $\frac{1}{2}$ を保険金額として、締結されていたことは、第4条の示す通りである。

ところで、付保制限ないし強制的自己保有を設ける理由として、「被保険者の利益を損害の防止に *coinvolgere* ¹²⁾す」ること、あるいは「貨物の保存に対する被保険者の利益」¹³⁾などが掲げられる。本条例(案)第1条における「保険がなされたかかかる船舶および貨物に、誠実さを付与すべく、細心の注意を払わなければならないから」という付保制限理由は、まさに上記理由と、主旨において同一であり、かつての1435年パルセロナ条例におけるような、詐欺の防止・排除というあまりに中世的な理由をとりあえず払拭しているものの、未だ完全に払拭したとはいえない。ただし、第4条は、被保険者が保険価額以上の保険金を受領するケースが多かったことを、理由として挙げているからである。

第2の性質損害に関する規定は、本条例(案)の第3条、第6条および第7条の三規定である。

第3条は属具の腐敗損害、第6条はぶどう酒等の液体貨物の漏損、そして第7条は果実などの、偶然な出来事なくして時間の経過により生ずる損害に対する保険者の免責を定めている。

12) Silingardi, *op. cit.*, p. 133.

13) Peláez, p. 143 et seq.

奴隷に関する海上保険で、その死亡および疾病に対して、保険者が責任を負わなかった規定が性質損害に関する規定であるとの主張もあるが、人間の肉体以外の財物が保険の目的とされた保険において、性質損害に対する保険者の免責を定めた規定の最も古いものの一つとされていたのは、1538年のブルゴス条例第78条¹⁴⁾ (Pardessus¹⁵⁾では第29条)であり、本条にはぶどう酒等の易損性貨物の損害に対する保険者の免責が定められていた。しかし、かかる保険者の免責について定めを置いたのは、1520年条例(案)の方が古い。その上、本条例(案)第3条および第7条に掲げられた免責理由がほとんどそのまま1538年条例第29条にくり返されている点で、後者は前者を継受したものと見ることができる。

第3の保険金支払義務の履行期に関する規定には第2条のそれが妥当する。本条によれば、同義務の履行方法ないし方式は、保険証券に記載されている通りとされ、これの履行期は、保険者が保険証券に署名した日から8ヵ月以内とされている。

1435年バルセロナ条例は、保険金支払義務の履行期について比較的詳細な規定を置いた。すなわち、「同評議員・長老衆は、一切のおよび各保険者は、バルセロナで保険されたそれぞれの者に、保険がなされた船舶もしくは小船舶または物品、商品もしくは財物に生じた損害、災厄、事故の確かな情報がバルセロナに達する〔日数〕を考慮して、それぞれ慣習的方法による諸地域の距離に応じて、4または3ヵ月以内に、請求された保険金の額またはその一部を支払う義務を負い、支払わなければならないことを命令する。……」¹⁶⁾(第12条)と。

情報伝達手段が未発達であった15世紀においては、保険者が損害てん補義務の有無および範囲を確認するのに時間が必要であったこと言うまでもない。ために、このように定められることになったのであるが、どの地に

14) Garcia de Quevedo y Concellon, op. cit., p. 277.

15) Pardessus, Collection cit., VI, p. 180 et suiv.

16) Capmany y de Monpalau, Memorias cit., p. 450.

ついで「4 または 3 ヶ月」のいずれの期限が適用されるかは、慣習によるとされていたものの、実際上問題がなかったわけではない。バルセロナにごく近い地域では、3 ヶ月というのはあまりに長かったし、また場所によっては、3 ヶ月および 4 ヶ月のどちらを適用すべきか問題が生ずる場合も少なくなかった。そこで、1452年条例は、一方で最短期限として 2 ヶ月を設けると同時に、それぞれの期限の適用地域を明規して、「同評議員・長老衆は、一切および各保険者は、バルセロナで保険された者に、本条例のフォームに従い、保険された物に生じた損害または事故の確かな情報がバルセロナに達する日数を考慮して、保険された物が運送されまたは輸送されるべき地の距離に応じて、2、3 または 4 ヶ月以内に、請求される保険金額またはその一部を支払う義務を負い、支払わなければならないことを命令する。すなわち、保険された物がカタロニア、バレンシアまたはマリョルカ王国、メノルカおよびエイピサ内を運送され、輸送されるべき場合には、同保険〔金〕の支払は 2 ヶ月以内に行われ、保険された物が同諸地域から〔他の諸地域に〕運送され、輸送されるべき場合には、同保険〔金〕の支払は 3 ヶ月以内に行われる。ただし、ナポリ王国、シチリア王国、バルバリアの王国またはマラガ王国を越えてはならない。同〔保険された〕物がさらに遠いかなる地域であれ、同諸地域からはるか遠に運送され、輸送されるべき場合には、同保険〔金〕の支払は 4 ヶ月以内に行われる。……」¹⁷⁾ (第10条) とすることになる。そして本規定は、1458年条例第21条および第22条、1484年条例第19条および第23条にほぼそのまま受け継がれていくことになるのであった。

かかる期限の起算は、今日とは異なり、バルセロナに損害の情報が達した日から原則としてなされた。おそらく、保険者または保険者衆の内の一人にそのような情報が達した日をもって、バルセロナに情報が到達したとみなされたであろうが、それでは保険者の恣意的要素を排除し難く、客観

17) 拙稿、前掲資料・1452年バルセロナの海上保険条例、p.125以下。

性を保ちえない。しかして、1484年条例は、従前の慣習を廃し、「保険者衆またはその大多数の者に了知された〔とみなされる〕時¹⁸⁾」をもって起算時とすることになるのである。

しかしながら、ビルバオにおいては、保険証券に保険者が署名した日から8ヵ月以内とされた。今日の状況からいえば、きわめて珍妙であるが、ビルバオ船舶積載の主たる貨物であった羊毛が5月および10月の定期市で売買され、決済が同じく5月および10月の定期市の時になされていたために、このようなことになったのであろう。

なお、訴訟にあたり、被保険者に担保を提供させて、保険者が保険金を支払うのは、すでにバルセロナの諸条例にも認められていたところである。

第4の保険証券の効力に関する規定としては、第5条および第9条の規定を掲げることができる。

海上保険契約の創成期において、すでにこれは仲立人を介して締結されており、さらに公証人の手に成る公正証書により結ばれていたことが指摘されている¹⁹⁾。もちろん、1369年条例に見られるように、書面なしに本契約を締結することは可能であったが、多くの商人衆は、契約の履行の確保および公正証書が種々の義務、ある場合には課税さえ免じられていたために²⁰⁾、かかる公正証書を頻繁に利用していた。

とりわけ、詐欺の撲滅に腐心していたバルセロナは、1452年条例第7条において「〔保険は〕バルセロナの公証人の権限で作成される公正証書の下でなされなければならないことを命令する。違反がなされる場合には、同保険証券もしくは私署証書によるまたはその他の方法で〔なされる〕かかる保険は、裁判上であると裁判外であると、何も証明されず、それによって、保険される者は、保険が〔締結される〕原因となる物が全部滅失しまたは一部損傷するとしても、バルセロナまたはその他のいかなる地にお

18) 拙稿、前掲15世紀バルセロナにおける海上保険契約(Ⅱ-完)、p.199.

19) Bensa, op. cit., p.58 et seqq. e p.62 et seqq.

20) Bensa, op. cit., p.62.

いて保険者に訴求することはできない。保険証券もしくは私署証書によりまたはその他の方法で同保険を引き受ける者は、保険すべき額と同等の額の罰金、さらに同保険をなすことにより受け取るべき〔保険料の〕額と同等の罰金を科せられる²¹⁾とし、保険契約は公正証書をもってなすべきこと、私署証書でなされた保険契約は無効であることおよび違反の場合には、保険者に保険金額と保険料の額を足した多額の罰金を科すことを定めている(本条は1458年条例第5条〔第7条〕1484年条例第7条に継受されている)。それゆえ、15世紀後半のパルセロナでは、保険契約は、公正証書をもってなされなければならなかったが、やがて私署証書、とりわけ保険証券がこれに取って代わることになるのであって、1520年条例(案)は、条例史上、まさにスペインにおけるかかる契機となるものであった。

公正証書の作成には、各種の面倒がつきまとった。しかし、その反面、これは執行力を有するという、何ものにも代え難い大きな価値を有していた。公証証書にのみ、執行力があるのであれば、慎重な保険者衆は、面倒をいとわず、契約の確実な履行を強制するために、これを利用し続けたであろうが、私署証書、特に保険証券に執行力が付与されれば、公正証書は完全に廃用に帰すことになる。

本条例(案)第5条および第9条は、保険証券のみならず、他の私署証書にも執行力を付与することとし、条例の上で、従前の公正証書による契約から私署証書特に保険証券による契約へ道を拓いた一つの画期的な規定であったのである。

同時に、1520年条例(案)第5条は、保険者は保険証券を作成し、これを呈示し、被保険者に契約内容を了知させなければならないとしている。これは、訴訟原因となるべき契約内容の理解の齟齬を防止するためであった。

本条例(案)第5条が、ビルバオにとり悲願であった商事裁判権の確保を意図した保険に関する裁判権に関する定めを置いていた点については、

21) 拙稿、前掲資料・1452年パルセロナの海上保険条例、p.123以下。

すでに触れた。同条は「現在本市の市民であると、外国の地域の市民であると、いかなる国籍であれ、本市において保険を行う者は、常に、本市のこの条例ならびに参事および代議員衆の裁決にしたが」う、としている。

最後に、第5その他の規定として、第8条に触れなければならないが、同条の規定は、それ程重要性を有するものではない。本規定により、当時ビルバオにおいては、船舶保険、運送貨物保険および属具に関する保険は、期間保険として行われていたことを知ることができるにすぎない。

VI 結

以上述べたことから理解しうるように、1520年ビルバオ海上保険条例（案）は、私法的規整というよりは取締法的規制としての性格を強く有している。したがって、海上保険条例の発展段階からすれば、かなり早期の段階にあるといわねばならない。しかしながら、イタリア初期の保険条例やバルセロナの諸条例がそうであるように、保険条例は、当初の取締法的規制から私法的規整へと少しずつ進化するのであって、その点では、大西洋条例、そして大西洋世界における先駆たる本条例（案）が、未だそのような取締法的規制に留まっていたのは、当然といえば、あまりにも当然のことなのである。しかし、それだからといって、本条例（案）の意義を過少評価してはならない。付保制限ないし強制的自己保有規定に典型的に見られるように、1420年ビルバオ海上保険条例（案）がギドン・ドゥ・ラ・メール、そしてルイ14世の海事勅令に与えた影響には、小さからずのものがあるからである。もちろん、本条例（案）が直接影響を与えたわけではないこと、いわずもがなであって、ブルゴス、ビルバオ、セビリア等の諸条例を介して影響を与えたと考えられるのであり、本条例（案）とこれらの諸条例、そして後者とギドン・ドゥ・ラ・メールとの関係などについては、別の機会に明らかにしたいと思う。